

議案第 57 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱い(合併協定項目 9)について、次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 2 日提案

大隅中央合併協議会
会長 山下 栄

一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 鹿屋市、吾平町、輝北町、串良町の一般職の職員は、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

また、定員適正化計画については、合併後、速やかに策定する。

(2) 職員の職名については、合併時に再編する。

(3) 職員の給与制度は、給与の根本基準に照らし、給与の適正化の観点を踏まえ、合併までに調整する。

合併協定項目説明資料 : 別 添